

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日)  
たるときは、そ  
の翌日

## 目 次

- ◇ 告 示 鳥取県農村地域工業等導入基本計画の変更(工業振興課)
- 鳥取県卸売市場整備計画の決定(農産園芸課)
- 土地改良事業の工事を完了(農村整備課)
- 保安林の指定の解除(森林保全課)
- 収入証紙の小売りさばき人の届出事項の変更(会計課)
- ◇ 教委告示 定例教育委員会の招集(総務課)
- ◇ 公安告示 遊技機の型式の検定(生活安全企画課)
- ◇ 公 告 当せん金付証券の発売事務の受託銀行の募集(財政課)

## 告 示

### 鳥取県告示第四百三十五号

鳥取県農村地域工業等導入基本計画を平成九年六月十八日変更したので、農村地域工業等導入促進法(昭和四十六年法律第百十二号)第四条第五項の規定により、次のとおり告示する。

平成九年六月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

〔次のとおり〕は、省略し、その計画書を鳥取県商工労働部工業振興課に備え置いて縦覧に供する。)

### 鳥取県告示第四百三十六号

卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)第六条第一項の規定に基づき、第六次鳥取県卸売市場整備計画を次のとおり定めたので、同条第四項の規定により告示する。

平成九年六月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

〔次のとおり〕は、省略し、その計画書を鳥取県農林水産部農産園芸課及び各地方農林振興局に備え置いて縦覧に供する。)

### 鳥取県告示第四百三十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成九年六月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
鳥取市	土地改良総合整備事業(地域改善)上味野地区農道整備	平成七年六月二十八日
〃	土地改良総合整備事業(地域改善)向国安地区農業用排水、農道整備及び暗きよ排水	平成八年四月十九日

〃	土地改良総合整備事業（地域改善）馬場地区農業用排水及び農道整備	〃
〃	土地改良総合整備事業（一般）高路地区区画整理	平成八年六月十四日
〃	土地改良総合整備事業（一般）岩吉地区農業用排水及び農道整備	平成八年八月二十八日
〃	集落環境整備事業上原地区農業用排水	平成九年二月十四日

鳥取県告示第四百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成九年六月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
岩美郡福部村大字海士字高浜八八九の五〇一・八八九の六二四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
飛砂の防備
- 3 解除の理由  
道路用地とするため
- 二 解除に係る保安林の所在場所  
岩美郡福部村大字海士字気束水八二〇の七、八二〇の四・八二〇の六・字高浜八八九の五〇一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
飛砂の防備
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び福部村役場に備え置いて縦覧に供する。〕

鳥取県告示第四百三十九号

鳥取県収入証紙規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十七号）第十二条第一項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人から次の事項を変更した旨の届出があったので、告示する。

平成九年六月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名、称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
株式会社鳥取銀行 五千石支店	売りさばき場所	米子市福市一六七六	米子市福市一七三三八	平成九年六月二十三日

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第九号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成九年六月二十四日

鳥取県教育委員会委員長 岡 田 瑞



回脚式 遊技機	遊技機の認定及び 形式の検定等に関 する規則第6条第 2号該当機	ナースフアンタ ジー	株式会社 オリソピア	740065	平成9年6月24日 から3年間	氏 名 又 は 名 称 株式会社大一商会	住 所 名古屋市中村区鳴付町一丁目22	申 請 者 法人にあってはその代表者 の氏名	遊技機 の種類	遊 技 機 の 区 分 遊技機の認定及び 形式の検定等に関 する規則第6条第 1号口該当機	型 式 名 パオパオサーカ ス	製 造 名 株式会社 大一商会	検 定 号 520052	有 効 期 間 平成9年6月24日 から3年間	〃	遊技機の認定及び 形式の検定等に関 する規則第6条第 1号口該当機	CR寛平笑劇場 V4	〃	700098	〃
															〃	〃	〃	〃	〃	〃

公 告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第2項の規定により次のとおり公告するので、その発売等の事務の受託を希望する銀行は、受託申請期限までに申請してください。

鳥取県知事 西 尾 次

平成9年6月24日

- 1 名称  
ジャパンエキスポ鳥取97山陰・夢みなと博覧会記念宝くじ
- 2 発売総額及び枚数  
発売総額128,000,000円  
枚数640,000枚
- 3 証券金額  
1枚200円
- 4 発売期間  
平成9年7月12日(土)から同年9月28日(日)まで
- 5 当せん金の総額  
発売総額に対し55,360,000円
- 6 受託銀行へ支払う手数料及びその他発売経費  
(1) 売りさばき及び当せん金支払手数料  
発売総額に対し11,316,480円  
(2) その他発売経費  
発売総額に対し13,397,193円
- 7 受託申請期限  
平成9年6月27日(金)
- 8 問合せ先  
総務部財政課（電話0857-26-7045）